

機密性2

高松高裁総第762号

令和5年12月13日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

高松高等裁判所長官 岩 井 伸 晃

調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月21日付け民二第1862号に対する報告)

標記の協議結果要旨は、別添のとおりです。

## 令和 5 年度調停運営協議会協議結果要旨

### 第 1 民事及び家事共通問題

#### (協議問題)

協議テーマを「利用者のニーズ等を踏まえたメリハリのある調停運営を行うための具体的方策について」及び「秘匿情報の管理を適切に行うための具体的方策について」として、次の問題について協議する。

- 1 利用者のニーズ等を踏まえたメリハリのある調停運営を実現するための調停委員の役割や職種間連携の在り方を含めた具体的な方策について（以下「協議問題 1」という。）
- 2 秘匿情報の管理を適切に行うための調停委員の役割や職種間連携の在り方を含めた具体的な方策について（以下「協議問題 2」という。）

### 第 2 家事関係

調停手続におけるウェブ会議の効果的な活用について（以下「協議問題 3」という。）

### 第 3 結果要旨

#### 1 協議問題 1 について

- ・ 傾聴することで、当事者からの信頼感、安心感の醸成に努め、その上で事実関係や争点を把握して互譲による解決に向けて助言している。困難事案が増加しており、審理回数の設定はしていないが、目安は 3、4 回程度である。関係書類は次回期日の 1 週間前までに提出を依頼している。稀ではあるが当事者双方とも弁護士が受任しているケースで同席調停を行った。また、期日間の交渉の促しをしている。（          地裁）
- ・ 各当事者からの聴取は、基本的に 30 分交代として時間的公平性を意識している。初回期日では、不満等についても時間を取り傾聴することもある。期日間において、課題の検討、書面の事前提出を指示し、期日では、評議や

裁判官メモを利用してポイントを絞った事情聴取をしている。(■■■■地裁)

- ・ インターネットから不正確な情報を得て自己に有利な主張を繰り返し説得に応じない当事者に対し、調停主任が不正確さを指摘し、調停委員会が一定の事実認定をして解決案を策定し調整を行っている。不出頭の当事者には、電話会議の活用を試みるなどしている。調停期日終了時には、進行状況、対立点及び合意点を確認し、次回期日までの検討課題、提出書類について、「次回期日のお知らせ」という書面に記入し、当事者と調停委員会の双方が所持する運用を開始している。(■■■■地裁)
- ・ 第1回期日前に調停運営計画を立てているが、傾聴に多くの時間を費やしてしまい、運営計画どおりに進まないことがある。チェック方式による事情説明書、書記官作成の連絡メモ等が作成されるようになれば、期日前の期日運営にも役立つものと考えている。(■■■■地裁)
- ・ 調停時間を1時間半とする取組をしているが、実際は、争点と関係のない話をする者、非難ばかりする者、また自身の主張を繰り返す者が少なからずいる。調停回数については、3回を目安にすることを検討中である。緊急性や問題点について、裁判官に伝わりやすくするため評議連絡票を使用している。裁判官が手控えに意見を記載し連携を図っている。(■■■■家裁)
- ・ 事前評議は、書記官も含めて実施している。(■■■■家裁)
- ・ 次々回期日を設ける取組を進めている。双方に手続代理人弁護士が付いている場合はもちろん、双方が当事者本人の場合も実施している。(■■■■家裁)
- ・ 期日間に調査官調査を行う場合に期日を入れるなど複数期日指定をすることがある。(■■■■家裁)
- ・ 初回期日では、争点が掴みにくく、効率的ではないことから事前評議ではなく中間評議を重視している。(■■■■地裁)
- ・ 事前評議を実施し、聴取事項の確認、調停においてなすべきことを明確にしている。書記官も事前評議に参加している。書記官にも情報が入ることで、

調停条項の事前準備が円滑になることもある。(■■■■地裁)

- ・ 当事者からの提出書類、重要な資料及び事件記録の紛失を防ぐため、調停事件フルセットバッグを使用している。(■■■■家裁■■■■支部)

(裁判官のコメント)

- ・ メリハリある調停運営を意識した調停運営がなされ感銘を受けた。今後も検討を重ねられたい。
- ・ 民事調停は事件の種類が幅広いため、一律の審理回数の設定は難しいが、事案に応じて柔軟に対処していただければと考えている。第1回期日は、傾聴して多くの時間を費やしてしまうとの報告があったが、当事者の自分の意見を聞いてほしいとのニーズに応えたということになる。

(参列員等のコメント)

- ・ ■■■■家裁では、事件数が多く、3部制、評議の合理化、同席調停等を実施している。インターネットからの知識で自己の主張に固執する当事者については、書き込んだ人物と目の前の裁判官とどちらが正確な情報を持っているかを問うようにしている。
- ・ メリハリのある調停運営の1つの要素として時間感覚がある。時間がかかっても調停をしてほしい人がいるかもしれない一方で、時間がかかるから調停手をやめる人がいるかもしれない。当事者が満足していればそれだけでよいと考えるだけでなく、1期日に半日も使う司法サービスが当事者にとって本当に適切なサービスなのか考えていく必要がある。

## 2 協議問題2について

- ・ 書記官から当事者に対して秘匿情報が記載された書面を提出しないよう注意喚起し、提出せざるを得ない場合は、マスキングを施した上で申立てを行うように教示することになっている。当事者双方に対して、秘匿情報は自分で管理する必要があることを丁寧かつ明確に伝えることとしている。書面提出の際にも、必ず秘匿情報があるか否かを確認すると同時に、書面が相手方

- 当事者に交付されても構わないかの確認を行っている。(■■■■地裁)
- ・ 当事者間秘匿制度の対応マニュアルを作成し、自主研修も実施した。秘匿に関することは、書記官と連携して対応するようにしている。(■■■■地裁)
  - ・ 当事者間秘匿制度に関する書面が提出された場合、書記官に報告し、対応方法を確認することとしている。(■■■■地裁)
  - ・ 期日中に当事者間秘匿制度に関する書面が提出された場合、直ちに書記官に報告し、書記官に対処方法を相談することとしている(■■■■地裁)
  - ・ 当事者間秘匿制度と非開示希望申出の運用が併存する中で自庁の事後処理の方針等についての理解と自分の役割を認識することが肝要である。当事者間秘匿制度についてのQ & Aが各調停委員に配布され説明を受けた。その際、制度を安全に運用するためにも制度をよく理解し当事者に説明するよう指導を受けた。疑問点があれば書記官に相談するよう指導もあった。(■■■■家裁)
  - ・ 当事者間秘匿制度の事例はまだない。書面の提出時は、当事者へ秘匿・非開示希望の有無を確認している。希望する場合は、当該情報を確認し、書記官と共に慎重に対応している。(■■■■家裁)
  - ・ 相手方に呼出状を送付する際、相手方作成用の意見書を同封しているが、本書面の扱いに関する希望欄を設け、「申立人に(相手方に)交付してよい」「調停委員会のみ閲覧」につき、それぞれ☑欄を設けている。調停期日では、意見書の内容を申立人に伝えてよいか、改めて確認している。(■■■■地裁)
  - ・ 訴訟や調停事件に詳しくない当事者が、本当に理解できているかどうかということも調停委員としては常に意識して対応する必要がある。(■■■■家裁)
  - ・ 当事者間秘匿制度が利用された場合、相手方からすれば、不安に感じるのではないか。相手方への精神的負担への配慮も求められる。(■■■■地裁)
  - ・ 妻が子供を連れて別居し、夫には住所を秘匿していた場合、住所がわからなければ養育費を払えない場合があるのではないか。(■■■■家裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 当事者に対し、自己の秘匿情報について自ら責任を持って管理するよう働きかけていただきたい。判断に迷う場合は、調停主任または書記官とも相談して相互に手続の理解を深め、安定した運用を行われたい。
- ・ 自己の秘匿情報は自身で管理しなければならないことを当事者に丁寧に説明していく必要がある。制度運用には、連携、情報共有が重要であるため、取扱いに疑義があれば、遠慮なく書記官に繋げてほしい。

(参列員等のコメント)

- ・ 学校行事の話だけで住所が特定されることがある。秘匿情報の管理方法については当事者によく考えてもらう必要がある。
- ・ 当事者にしっかりと秘匿情報を管理してもらう必要がある。秘匿情報が記載された情報を提出する場合は、本当に必要であるかを見極めてもらう必要がある。
- ・ 秘匿情報の管理、当事者に対する説明については、今後も、継続していただきたい。

3 協議問題3について

- ・ 本年11月から家事調停委員に対する研修が開始される。当事者が裁判所からの要請を無視して録音録画をし、興奮度が高まった場合などにはネット上で音声や動画を公開するなどの危険性があるのではないかと危惧している。先行して利用を開始した全国の家裁からの実績状況やトラブル事案などについても情報を入手し、今後の調停運営に役立てたい。調停委員の中には、年齢的に機械操作が不得意な者もいるため、操作方法の研修に関しては、配慮されたい。(■■■家裁)
- ・ ウェブ会議導入まで、入念な準備をした上でスムーズに導入できるようにしたい。また、本人確認、非公開性の担保、情報流出の防止等に留意したい。(■■■家裁■■■支部)
- ・ 既に機器を操作する研修を複数回実施しており、参加者全員がウェブ会議

を体験した。調停委員間で意見交換を行い、導入までの準備を整えている。

(■家裁)

- ・ コロナ感染症対策として、ウェブ会議システムを併用した自主研修を行っている。各調停委員がウェブ会議そのものに慣れる効果や、細かなトラブルへの対処スキルなどが身につく効果があった。慣れていない調停委員に対する技術的サポートや苦手意識などの心理的障壁の除去の必要性も感じられた。

(■家裁)

- ・ 本格運用を行っている。現在月1回から3回、調停期日にて利用している。導入前には非常に不安があったが、計4回の操作研修を経て不安が払しょくされた。書記官が機器の設定をし、調停委員はマウス操作が中心である。利用開始、本人確認、接続場所の確認等電話会議と同様であって、チェックリストを活用しつつ手順を確認している。効果としては、期日が入りやすくなっただけでなく、非言語的な情報が入ることが大きい。電話会議では、沈黙されると態度が不明であるが、頷いているのが見て取れる。出頭した上での対面調停との差をあまり感じない。当事者及び事件の属性等を検討し、さらに利用の促進を図りたい。(■家裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 地簡裁でも将来ウェブ会議の導入が見込まれ、参考とされたい。今後、本人事案においても利用を拡大していくことになるが、よりよい活用の議論を重ねられたい。

(参列員等のコメント)

- ・ 今後、導入庁が拡大されていく。ウェブ会議の活用は、当たり前の手続となる。現在、導入準備に向けて機器操作の不安等の話もあったが、円滑な運用のため準備を進めていただきたい。

以上